

茨木市私立保育所等一時預かり事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、私立保育所、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う民間の事業所、私立認定こども園及び私立幼稚園（以下「私立保育所等」という。）が実施する一時預かり事業に対し、市が補助金を交付することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2 補助の対象となる事業は、私立保育所等が実施する子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成28年7月20日付府子本第474号内閣総理大臣通知。以下、「国の要綱」という。）に規定する一時預かり事業とする。

(補助対象経費)

第3 補助の対象となる経費は、一時預かり事業の運営に要する経費及び開設準備に要する経費とする。

(補助金額)

第4 補助額は、次の各号に掲げる種目に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。ただし、種目ごとの合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 運営費 当該種目に係る補助対象経費の合計額から当該種目に係る事業の実施により得られた収入額を差し引いた額又は国の要綱別紙に定める当該種目の基準額のいずれか少ない額

(2) 開設準備経費 当該種目に係る補助対象経費の合計額又は国の要綱別紙に定める当該種目の基準額のいずれか少ない額

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市私立保育所等一時預かり事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市私立保育所等一時預かり事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(変更の申請)

第7 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計

画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて茨木市私立保育所等一時預かり事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市私立保育所等一時預かり事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第8 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市私立保育所等一時預かり事業補助金実績報告書（様式第5号）に収支決算書を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定等）

第9 市長は、第8の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市私立保育所等一時預かり事業補助金確定通知書（様式第6号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第10 第9の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市私立保育所等一時預かり事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第11 市長は、第10の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第12 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第13 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第15 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(国の要綱の順守)

第16 市長並びに補助金の交付を受けるもの及び受けたものは、この要綱に定めるもののほか、補助に際して、一時預かり事業に係る国の要綱の規定を順守しなければならない。

(市長の指示)

第17 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成27年10月19日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月30日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月26日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年8月16日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年9月25日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月11日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年2月19日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14の規定は、令和8年2月19日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

印

茨木市私立保育所等一時預かり事業補助金交付申請書

茨木市私立保育所等一時預かり事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市私立保育所等一時預かり事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市私立保育所等一時預かり事業補助金は、
次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長

印

様式第3号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

印

茨木市私立保育所等一時預かり事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市私立保育所等一時預かり事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助対象事業

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額 円

5 変更後交付申請額 円

6 差引増減額 円

様式第4号（第7関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市私立保育所等一時預かり事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市私立保育所等一時預かり事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

1 交付決定額 円
変更増減額 円
変更交付決定額 円

2

年 月 日

茨木市長

印

様式第5号（第8関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

印

茨木市私立保育所等一時預かり事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業
が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額 円

3 補助金精算額 円

4 補助事業の成果

5 添付書類
収支決算書

様式第6号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市私立保育所等一時預かり事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市私立保育所等一時預かり事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

印

様式第7号（第10関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

印

茨木市私立保育所等一時預かり事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円